

港区立住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却により、転居先として区立住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、使用者が区立住宅に移転した場合の使用料の激変緩和を図るため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①特定公共賃貸シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が転居先として区立住宅の使用を許可された場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

- ①については、区規則で定める日（令和7年6月1日予定）
- ②については、公布の日